

2017年5月23日
東京海上日動あんしん生命保険株式会社

変額保険「マーケットリンク」発売のお知らせ

東京海上日動あんしん生命保険株式会社(社長 なかざと かつみ 中里 克己)は、2017年8月2日(水)より保険料回払(月払または年払)の変額保険「マーケットリンク」(正式名称:新変額保険(有期型))を発売します。

1. 開発の背景

長寿社会の到来により、豊かな老後に向けた計画的な資産形成の必要性が高まっています。

一方で、長引く低金利環境の中、円建ての終身保険等の貯蓄性保険や預貯金等の金融商品の資産形成機能は低下しており、「資産運用リスクを理解した上で、長期的な資産価値の上昇が期待できる投資を選択したい」とのご意向を持つお客様が増加すると考えられます。

そこで、当社は、お客様の「万一の際の保障」と「計画的な資産形成」のニーズにお応えする新たな品揃えとして、「マーケットリンク」を8月2日より発売いたします。

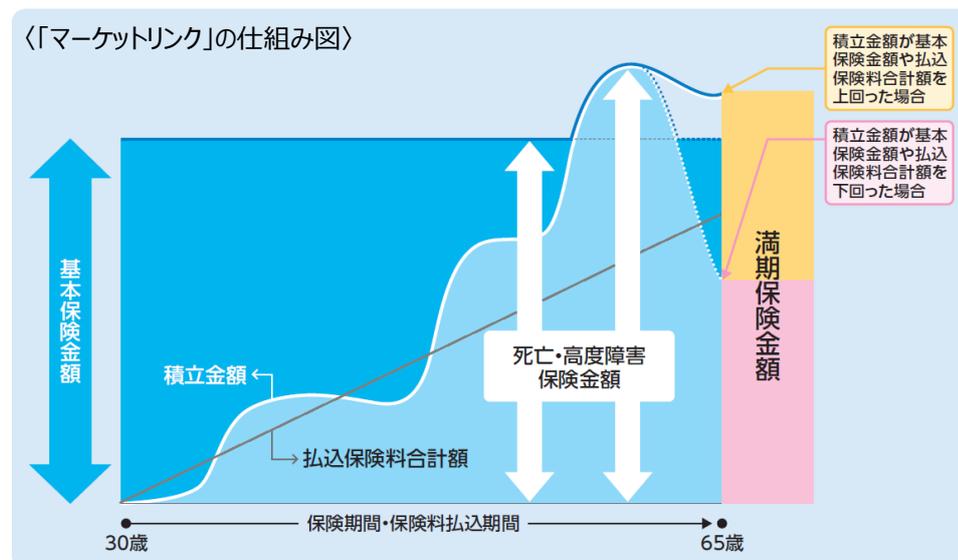
2. 「マーケットリンク」の主な特長

(1) 基本機能

保険期間中の万一の際の保障を確保するとともに、保険期間満了時に満期保険金をお受け取りいただけます。

保険関係費用等を除いた保険料は、お客様が指定する特別勘定で運用され、その運用実績に応じて積立金額が変動(増減)し、保険期間満了時には、積立金額を満期保険金としてお受け取りいただけます。

なお、万が一、死亡・高度障害状態となられた場合には、基本保険金額と積立金額のいずれか大きい金額をお支払いします。



【ご契約パターン】

ご契約年齢:0~65歳

保険期間:最短15年、最長80歳満了

保険料払込期間:保険期間と同じ

基本保険金額:200万円~他種目の死亡保険金額と通算して7億円

(2)「長期投資」「時間分散」「分散投資」の効果を活かした資産形成

「マーケットリンク」は、保険料を回払(月払または年払)で長期間に亘りお支払いいただく商品として、投資資産の購入価格を平準化(「ドルコスト平均法」(※))させながら、長期的な資産の増加を期待することができます。また、特性の異なる8つの特別勘定から複数の運用対象を組み合わせることで、リスクを軽減することができます。

(※)下図のとおり、定期的に一定の金額を購入(ドルコスト平均法)した方が、一定数を購入(定量購入法)した場合に比べ、購入価格(平均単価)を平準化させることができます。なお、一時払で購入した場合には、購入単価が一時払時点の価格に固定されるため、定期的に一定の金額を購入(保険料回払)する方が、購入価格を平準化させることができます。

<価格が変動する商品を定期的に「定額で購入した場合」と「定量を購入した場合」の比較例>



3. 「マーケットリンク」の商品概要 ※商品の詳細については、別紙1およびパンフレット等をご確認ください。

(1)基本機能

- ・特別勘定の運用実績に基づいて満期保険金額、解約返戻金額等が変動(増減)します(最低保証はありません)。
- ・保険期間満了時まで死亡・高度障害の保障を確保できます(基本保険金額の最低保証があります)。

(2)ご契約後の選択肢

- ・解約返戻金や満期保険金を一時払保険料に充当することで、保険金額が定額の「終身の死亡保険」に無診査で変更することができます(所定の条件があります)。
- ・満期保険金は一時金にかえて年金でお受け取りいただくことも可能です。

(3)保険期間中の運用対象の変更

- ・契約時にご選択いただいた特別勘定の種類および各特別勘定への保険料の繰入割合を変更できます。
- ・費用のご負担なく、特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転(スイッチング)できます(年間12回まで)。

4. 「マーケットリンク」の販売にあたって

「マーケットリンク」は、満期保険金額や解約返戻金額が特別勘定の運用実績に応じて変動する商品です。このため、お客様のご意向を確認し、本商品の特徴を適切にお伝えした上で正しくご理解いただける態勢を整えてまいります。

本商品の取り扱いには、「マーケットリンク」専用の研修を受講した代理店・取扱者から順次拡大していくこととしており、当初は一部の代理店・取扱者に限定してお取り扱いさせていただきます。

また、ご契約後についても、定期的にご契約内容や積立金の推移等をお知らせすることで、お客様の長期に亘る資産形成をサポートしてまいります。

以上

「マーケットリンク」の商品概要の補足

1. 保障内容

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	保険金のお支払額
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	基本保険金額または保険金の支払事由が生じた日の積立金額のいずれか大きい金額
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存されているとき	保険期間満了時の積立金額と同額

上記に加え、被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、将来の保険料のお払込みを免除します。

2. 保険料例と積立金シミュレーション例(※)

被保険者の性別・契約年齢：男性・30 歳、保険期間・保険料払込期間：35 年

基本保険金額：1,000 万円、月払保険料：19,130 円の場合

経過年数	払込保険料の合計額 (万円)	特別勘定の運用実績 (%) と解約返戻金額 (万円)		
		0%の場合	2.75%の場合	5.5%の場合
1 年	22	0	0	1
5 年	114	78	84	91
10 年	229	175	201	232
20 年	459	344	459	625
30 年	688	508	791	1,304
35 年	803	596	1,000	1,810

(※) 特別勘定の運用実績(0%、2.75%、5.5%)は例示であり、保険関係費用・資産運用関係費用を控除した後の年換算利回りです。経過年数 10 年未満は積立金額から解約控除額を差し引いた金額を記載しております。また、万円未満の端数は切捨てて記載しています。

3. 特別勘定(ファンド)について

8種類の特別勘定は下表のとおりです。(※1)

(※1) 特別勘定は新たに設定または廃止することがあります。

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託	特別勘定の運用方針	運用会社
バランス 40型	東京海上・世界インデックス・バランス40 (適格機関投資家限定)	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。基本資産配分は、日本株式15%、外国株式25%、日本債券30%、外国債券30%です。(※2)	東京海上アセットマネジメント株式会社
バランス 60型	東京海上・世界インデックス・バランス60 (適格機関投資家限定)	主な投資対象とする投資信託を通じ、日本を含む主要先進国の株式や債券に分散投資し、中長期的な資産の成長を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。基本資産配分は、日本株式20%、外国株式40%、日本債券20%、外国債券20%です。(※2)	東京海上アセットマネジメント株式会社
国内株式型	TMA日本株式インデックスVA (適格機関投資家限定)	主な投資対象となる投資信託を通じ、主としてTOPIX (東証株価指数) 採用銘柄に投資を行い、TOPIXの動きに連動する投資成果を目指します。	東京海上アセットマネジメント株式会社
外国株式型	東京海上セレクション・外国株式インデックス	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の株式に投資を行い、MSCIロクサイ指数 (円ヘッジなし・円ベース) の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。	東京海上アセットマネジメント株式会社
外国債券型	東京海上セレクション・外国債券インデックス	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く主要先進国の国債に投資を行い、シティ世界国債インデックス (除く日本/円ヘッジなし・円ベース) の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。	東京海上アセットマネジメント株式会社
新興国株式型	インデックスファンド 海外新興国 (エマージング) 株式	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として新興国の株式に投資を行い、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (円ヘッジなし・円ベース) の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。	日興アセットマネジメント株式会社
海外REIT型	ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	主な投資対象となる投資信託を通じ、主として日本を除く世界各国の不動産投資信託証券(REIT)に投資を行い、S&P先進国REIT指数 (除く日本、円ベース) の動きに連動する投資成果を目指します。外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。	野村アセットマネジメント株式会社
マネー型	(特に定めません。)	円建ての預貯金、短期金融商品を中心に運用を行います。流動性に十分配慮し、リスクを抑えた安定的な運用を行います。	—

(※2) 資産ごとに次の指数を基本資産配分で合成したものを参考指数とします。また、原則として毎月末時点で基本資産配分に近づけるため、リバランス(資産配分の調整)を行います。

日本株式	TOPIX (東証株式指数)	日本債券	NOMURA-BPI (総合)
外国株式	MSCIロクサイ指数 (円ヘッジなし・円ベース)	外国債券	シティ世界国債インデックス (除く日本/円ヘッジなし・円ベース)

このニュースリリースに記載の商品をご契約いただくにあたり、特にご注意いただきたい事項

●投資リスクについて

- ◆この保険は、満期保険金額、解約返戻金額等が特別勘定の運用実績に基づいて変動(増減)するしくみの生命保険です。特別勘定資産は主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、この保険には資産配分リスク・価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク・流動性リスク等の投資リスクがあります。そのため、株価や債券等の価格の下落・為替の変動等により、満期保険金、解約返戻金等のお受け取りになる金額が払込保険料の合計額を下回ることがあり、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。
- ◆これらの投資リスクはすべてご契約者に帰属します。特別勘定資産の運用成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- ◆運用対象・運用方針の異なる複数の特別勘定の中から、お客様のご判断で投資対象となる特別勘定をお選びいただけます。また、ご契約後に特別勘定への保険料の繰入割合を変更し、または積立金の移転(スイッチング)を行う場合、特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が変わることがあります。
- ◆資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載していますのでご参照ください。

●お客様にご負担いただく費用について

- この保険にかかる費用は、保険関係費用および資産運用関係費用を合計した金額となります。ただし、解約・減額した場合または満期保険金を年金で受け取る場合は、所定の解約控除または年金管理費をあわせてご負担いただけます。

(1) 保険関係費用

項目	控除する時期等
①保険契約の締結および維持に必要な費用	特別勘定に繰り入れる際に保険料から控除します。
②保険料払込みの免除に関する費用	特別勘定に繰り入れる際に保険料に対して0.2%をその保険料から控除します。
③死亡保険金・高度障害保険金を支払うための危険保険料に相当する費用	契約日および月単位の契約応当日が到来するごとに、その日の始めに積立金から控除します。
④基本保険金額を最低保証するための費用	毎日その日の終わりに積立金額に対して年率0.375%を積立金から控除します。

- 保険関係費用のうち、上記①および③の費用は、被保険者の年齢・性別・保険期間等によって異なります。また、上記③の費用は月単位の契約応当日の前日における積立金額や月単位の契約応当日における被保険者の年齢等によって計算されるため、保険契約締結後も変動します。そのため、上記①および③の費用を具体的な金額や割合で表示することはできません。

(2) 資産運用関係費用

特別勘定	費用（信託報酬）	控除する時期
	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して	
バランス40型	年率 0.2538% (税抜0.235%)	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額から毎日控除します。
バランス60型	年率 0.2538% (税抜0.235%)	
国内株式型	年率 0.3240% (税抜0.300%)	
外国株式型	年率 0.2160% (税抜0.200%)	
外国債券型	年率 0.1944% (税抜0.180%)	
新興国株式型	年率 0.5940% (税抜0.550%)	
海外REIT型	年率 0.4320% (税抜0.400%)	
マネー型	金利情勢、投資対象とする短期金融商品によって変動します。	

- 資産運用関係費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが^(※1)、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額から控除されます。したがって、お客様はこれらの費用をこのご契約が保有する持分に応じて間接的に負担することになります。なお、資産運用関係費用は、運用手法の変更・運用資産額の変動・消費税率の変更等により将来変更される可能性があります。

(※1) 海外REIT型の場合、上記の他、当社が投資信託の解約を行う際に、解約金額の0.3%が信託財産留保金として控除されます。

(3) 解約・減額時にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期
解約控除 ^(※2)	解約日または減額日における保険料の払込年月数が10年未満の場合に、基本保険金額またはその減額分に対して、保険料の払込年月数により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

(※2) 自動延長定期保険・変額払済保険・定額払済保険に変更する場合等も、保険料の払込年月数が10年未満のときは、変更後のご契約に充当する解約返戻金等に解約控除がかかります。

- 解約控除額は基本保険金額・保険料払込期間・保険料の払込年月数等によって異なるため、具体的な金額を表示することができません。

(4) 年金支払特約にもとづく満期保険金の年金受取時にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期
年金管理費	毎年お支払いする年金額に対して0.45% ^(※3)	毎年の年金お支払いの基準日に責任準備金から控除します。

(※3) 2017年8月現在の利率。年金基金設定日の利率が適用されるため上記と異なることがあります。